

様式第6号（第17条）

## 会 議 録

会議の名称		2025年 第10回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和7年10月24日（金）		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時25分
開催場所		春日部市役所コミュニティ棟ひだまりホール			
議長氏名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
		（ 欠席人数：なし ）			
事務局	（ 出席人数：5人 ）				
	農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 溝口 通明		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 西 真輝		
	農地振興担当 主任 金子 昌行				
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 松本 正彦		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第5条（知事）：公開 日程3 租税特別措置法適格者証明：公開 日程4 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について：公開			

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="454 689 630 768">議席番号</th> <th data-bbox="630 689 1444 768">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 768 630 846">1 4</td> <td data-bbox="630 768 1444 846">森本 恒平</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 846 630 925">1 5</td> <td data-bbox="630 846 1444 925">森住 武雄</td> </tr> <tr> <td data-bbox="454 925 630 987">1 6</td> <td data-bbox="630 925 1444 987">萩原 勝</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 4	森本 恒平	1 5	森住 武雄	1 6	萩原 勝
	議席番号	委員氏名							
	1 4	森本 恒平							
	1 5	森住 武雄							
1 6	萩原 勝								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2025年第10回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、松本正彦課長が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日午前9時00分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について</li> <li>(2) 農委だより第42号(案)について</li> <li>(3) 第50回農業祭への出店について</li> <li>(4) 農業委員会視察研修について</li> </ul> <p>の4項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>次に、農業振興審議会について、議席番号11番新井久義委員より報告がございます。</p>
委員	<p>議席番号11番新井久義です。去る10月2日水曜日、午後2時30分から、春日部市役所本庁舎2階201、202会議室において「令和7年度第1回 春日部市農業振興審議会」に出席いたしましたので報告いたします。</p> <p>議事の内容ですが、諮問事項は1項目「農用地区域からの除外の申出について」の1案件でございました。これについては全ての案件が可決されました。</p> <p>次に、報告事項ですが、2件ございました。はじめに「令和6年度第2回春日部市農業振興審議会答申事項の経過について」ですが、2項目の報告があり「農用地区域からの除外に関する案件」についての7件と「農用地区域への編入に関する案件」1件については、令和7年8月21日に農用地区域からの除外公告を行った、と事務局から報告がありました。</p> <p>次に「令和7年度第1回申出における農用地区域の用途区分の変更について」ですが、申出のあった1案件については関係機関と協議を行った上で、令和7年9月19日に春日部農業振興地域整備計画の軽微変更を行った、と事務局から報告がありました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案6件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第5条（知事）」1議案11件</p> <p>日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明」1議案3件</p> <p>日程4 議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」1議案1件</p> <p>合計4議案となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号14番森本恒平委員、15番森住武雄委員、16番萩原勝委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p>
議長	<p>次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p> <p>次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。</p>
議長	<p>それでは、議事にはいります。日程1、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。申請番号36番から41番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条（委員会）」について許可申請が6件ありましたので、審議を求めます。</p> <p>はじめに、申請番号36番と37番は譲受人が同一なので、一括して説明します。</p> <p>はじめに、申請番号36番、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号37番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。申請番号36番の案内図は1頁、詳細図は2頁、申請番号37番の案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地ではいずれも稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書、申請番号36番は1頁を、申請番号37番は2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>

次に、申請番号38番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは、ジャガイモ、サツマイモ、サトイモを作付ける計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号39番と40番は譲受人が同一なので、一括して説明します。はじめに、申請番号39番、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号40番、詳細は議案書のとおり。申請理由は新規就農による農地の所有権移転です。この申請者は本年6月に杉戸町で杉戸町農業委員会から新規就農者として認められ、農家住宅と農地を取得した方です。しかしながら、保有農地は272㎡であり、杉戸町農業委員会からは農家証明が発行できないこと、また、今回取得を希望する農地は約5反と大幅に農地が増えることから、春日部市では新規就農者として取り扱うことといたしました。その後、令和7年10月8日に富多地区、宝珠花地区の担当農業委員、推進委員との面接を経て、令和7年10月15日に農業委員会会長、申請地を担当する農業委員、県農林振興センター技術普及担当職員及び農業振興課職員が出席する新規就農者聴き取り会を行ったところですが、提出された営農計画書を確認し、計2回の聴き取りを実施した上で、出席した委員及び関係者と協議した結果、新規就農者としての要件を備えていることを確認しました。申請番号39番の案内図は7頁、詳細図は8頁、申請番号40番の案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請番号39番の申請地11筆のうち、5筆では水稻を、2筆では陸稲を、1筆では果樹を、残りの3筆ではネギ、トマト、ナスを作付ける計画です。申請番号40番の申請地2筆では水稻を行う計画です。なお、申請番号40番の申請地は2025年第4回総会、議案第1号、農地法第3条（委員会）申請番号21番で審議され、今回の譲渡人から別の譲受人への所有権移転が許可となった案件ですが、許可書交付後、譲渡人と譲受人の協議が整わなかったことから、所有権移転がされなかったものです。その後、当時の譲渡人と譲受人双方から許可取消申出がありましたので受理をしております。次に農地法第3条調査書、申請番号39番は4頁を、申請番号40番は5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号41番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は11頁、詳細図は12頁から13頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは全て稲作を行う計画です。次に、農地法第3条調査書6頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことと、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整

	<p>っております。</p>
議長	<p>おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。次に、本案のうち、申請番号38番については農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたします。はじめに申請番号38番の審議を行い、次に申請番号36番、37番及び39番から41番の審議を行います。</p> <p>はじめに、申請番号38番の審議を行います。農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、該当する委員に一時退室を求めます。議席番号12番加藤富夫委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(加藤委員 退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。次に、申請番号38番について担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第2地区推進委員の大塚です。申請番号38番について報告します。令和7年10月10日に川鍋農業委員、小川推進委員そして私の計3名で、申請地および申請人の保有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから問題なしとして意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号16番萩原勝委員より申請番号38番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号16番萩原勝です。申請番号38番の事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。</p>

	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号38番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。</p>
	<p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号38番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p>
	<p>(加藤委員 入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、申請番号36番、37番、及び39番から41番について、担当地区の横井三夫推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第4地区推進委員横井三夫です。はじめに、申請番号36番、37番について譲受人が同一のため、一括して報告いたします。令和7年10月8日に伊藤職務代理、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、金子推進委員、上原推進委員、齋藤推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p> <p>次に、申請番号39番、40番について譲受人が同一のため、一括して報告いたします。調査日時、人員等は先ほど申し上げたとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。なお、保有農地については市外にあるため確認はしておりません。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p> <p>次に、申請番号41番について報告いたします。調査日時、人員等は先ほど申し上げたとおりです。申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、申請人が他地区に保有している農地についても問題が無かったことを事務局を経由して報告を受けております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。</p>

議長

次に、申請番号39番、40番の新規就農の聴き取り調査の結果について、議席番号6番、岡本勉委員より報告を求めます。

委員

議席番号6番岡本勉です。申請番号39番、40番について新規就農に関する聴き取り調査の報告をします。この度、令和7年10月15日に行われた聴き取り調査に、私も地区の担当農業委員として出席いたしました。

聴き取り調査では、はじめに申請者から新規就農に至る経緯の説明がありました。申請者は農薬・種子を扱う外資系メーカーに勤務しており、食料生産技術の開発と普及を主な仕事としているそうです。なお、旧富多小跡地に設置された「みどりのパーク」とは開設時から交流を続けているそうです。申請者は仕事上で得られた知見を生かしたい、との思いから、杉戸町に新規就農の申請をした上で、農家住宅と農地を取得して農業を始めたそうです。

次に、今後の営農計画等について説明を受けました。申請地における作付ですが、不耕起、乾田直播、ドローン散布といった小規模営農で省力・低コストの穀物生産を実践するとのこと、水田では冬は緑肥し、夏は稲作を、畑では長ネギ、ナス、トマトのほかレモン等の果樹を栽培するとのこと。なお、事務局職員が現在の杉戸町の農地を確認したところ、水稻を行っていることを確認した、と報告を得ております。次に、農機具の状況についてですが、播種機3台、スプレーヤー2台、散粒機3台、草刈機2台を保有するほか、コンバインを来春購入予定、トラクターについては近隣農家から借用予定である、とのことでした。

次に、今後の出荷形態についてですが、自身が考える栽培方法を確立するため、当初3か年は販売を目的とせず、収穫物は自家消費や、申請者自身が経営に関わる外食店舗の食材とし、その後、収穫量が安定してくれば、出荷先について検討していく、とのことでした。聴き取り参加者との質疑応答の中では「水利や道路の管理など、地域共生についてはどのように考えているか」を尋ねたところ「地域の共同作業にも、動ける限り積極的に参加するつもりである」との回答でした。また、申請者からは「農地を持つことの責任の重大さは理解しており、最低でも10年はやり遂げたいと考えている。耕作放棄地をきれいな農地にするには、時間もかかるが、その上で、将来的に商業生産として軌道に乗った際には、自分で続けるか、大規模生産者に引き継ぐか、あるいは若い世代に任せるか、いくつかの選択肢があると考えている。もちろん、体が動く限りは自分で続けたい」との言葉もありました。また、いくつか確認事項はありましたが、それに応じて申請書の訂正も速やかに行っていることを事務局を經由して報告を得ております。以上のことを踏まえた上、聴き取り調査の結果、申請者は新規就農者として問題なし、と判断いたしました。以上のことから農地法3条による所有権の移転についても問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号16番萩原勝委員より申請番号36番、37番及び39番から41番の事前審査の報告を求めます。
委員	<p>議席番号16番萩原勝です。はじめに、申請番号36番、37番について譲受人が同一のため、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。</p> <p>次に、申請番号39番、40番について譲受人が同一のため、一括して事前審査の報告をします。申請地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。次に、事務局から、この譲受人は杉戸町で新規就農者として認められ、農地を取得しているものの、春日部市内で新規に農地を所有することから、新規就農者として取り扱ったこと、次に、申請農地のある地区の農業委員、推進委員との面談、その次に新規就農聴き取り会にいたるまでの経緯の説明がありました。新規就農聴き取り会の様子は事前審査では事務局から報告があったほか、先ほど岡本委員からも報告があったとおりです。このように申請者の就農に至る経緯、今後の営農計画とその中で「農業の省力化」という新しい取組みを行うこと、そして地域との協同をできる限り行うことが確認できました。このようなことから、譲受人が農地を所有することは問題ないと考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。</p> <p>次に、申請番号41番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号36番、37番、及び39番から41番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号36番、37番、及び39番から41番を事前審査委員の報告のとおり許可と決定しました。

議長

次に、日程2、議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号50番から60番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書4頁をご覧ください。議案第2号「農地法第5条(知事)」について許可申請が11件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、議案書4頁、申請番号50番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は不動産業を営んでおり、転用計画は駐車場の新設です。法人の所在地は市内大枝にありますが、法人代表は高齢で会社への出勤が難しいため、申請地の隣地、市内大場にある法人代表の自宅に従業員を集合し、協議等を行っております。しかしながら法人代表自宅に駐車スペースが2台分しかなく、路上駐車で近隣に迷惑をかけていることから、駐車場の設置を計画したものです。駐車場には業務用22台分、来客用2台分の合計24台分を設置する予定です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は水管、下水道管又はガス管のうち二種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね五百メートル以内に二以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存することから、第3種農地と考えます。

次に、申請番号51番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の融資事前審査結果が添付がされています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、

開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号52番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は自動車修理業を営んでおり、転用計画は自動車整備工場の新設です。周辺に自動車整備工場が少なく、また申請地は春日部陸運局の目の前にあることから、近隣住民の修理の負担を減らすことができるものと考え、設置を計画したものです。新設する整備工場には工場1棟のほか、普通乗用車スペース6台、大型車スペース4台、洗車スペース2台、従業員用駐車場3台分を設ける計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砕石敷のため、敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書及び地域農家代表の同意書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書5頁、申請番号53番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は中古車販売業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在、申請地近隣に資材置き場を賃借し、中古車等を置いています。事業拡大に伴い、新たな設置場所が必要になったため、転用申請したものです。新設する資材置き場には中古車43台を置く計画です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されておらず、現在代理人に提出を求めているところです。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されておらず、現在代理人に提出を求めているところです。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号54番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅の建築です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済みです。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されておらず、現在代理人に提出

を求めているところです。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に排水する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の事前審査回答書が添付されておりますが、住宅建築にかかる見積書等の提出がなく、代理人に提出を求めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、開発申請手続きがされています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書6頁、申請番号55番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請理由は住宅用地の追認です。昭和45年以前から利用している住宅用地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。さらに今回追認申請する農地2筆はそれぞれ所有者が違いますが、一方の申請者がもう一方の申請者の農地に使用貸借権を設定するため、農地法第5条申請、となったものです。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和44年5月3日国土地理院撮影の航空写真では、申請農地は通路の一部であることが確認できます。農用地でないことを確認済です。該当する土地改良区はありません。資金計画については工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号56番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は水道設備等の総合卸売業を営んでおり、転用計画は倉庫兼事務所の建設です。現在、市内に倉庫を賃借し使用していますが、敷地面積が狭く、荷捌き場やトラックの待機場所が狭いため、仕事管理に支障をきたしていることから、新たに倉庫兼事務所の建設を計画したものです。なお、転用許可後は今まで借用していた倉庫は返還するとのことです。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は貯留池に集水後、道路側溝に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書7頁、申請番号57番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は自動車メーカーでトラックやバスの販売、整備を営んでおり、転用計画は車両置場の増設です。現在、申請地の隣地に大型トラック等31台分、既存整備工場前にも大型トラック15台分の車両置場を設置し、使用してい

ますが、販売及び修理車両数が増加し、安全上の問題もあるため、隣接する非農地と併せて新たに大型トラック等20台分、小型トラック39台の計59台分を増設する計画です。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地からの転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砕石トレンチに集水後、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、申請番号58番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は土木工事、解体工事業を営んでおり、転用計画は資材置場の拡張です。現在、申請地の隣地に資材置き場を設置し、使用していますが、解体工事の受注増加に伴う搬入する廃材が増えたため、新品資材を置く場所が確保できなくなったことから、資材置き場の拡張を計画したものです。拡張部分には土木工事を使用する砕石やブロック等の新品資材を置くとのことです。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外は確認済みです。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として素掘側溝を設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、議案書8頁、申請番号59番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅の建築です。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設水路に排水する計画ですが、排水路が隣接する農地の下を通る計画のため、この部分についても農地の一時転用許可申請が必要ですが、本日現在申請されておりません。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン事前審査結果が添付がされています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、開発申請手続きがされて

います。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号60番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は35頁、詳細図は36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、街区の面積に占める宅地化率40%の区域内にある農地であり、第3種農地と考えます。

議長

次に、申請番号55番について、担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。

推進委員

第2地区推進委員関根栄です。申請番号55番について報告いたします。令和7年10月10日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、岩本推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、申請地は以前から住宅用地として使用されていることが確認できました。保有農地についても問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号59番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

推進委員

第3地区推進委員の横川です。申請番号59番について報告いたします。令和7年10月9日、岡田農業委員、石井推進委員及び私の3名で、申請地および申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地は農地として適正に管理されており、保有農地全て草刈りが行われていたことから、農地法第2条の2で定められた適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号18番石塚郁志委員より申請番号50番から56番の事前審査の報告を求めます。

委員	<p>議席番号18番石塚郁志です。はじめに申請番号50番から52番及び56番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号53番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明にもありますとおり、転用実施の資力を証明する資金計画の書類、土地改良区の支障無い旨の意見書、中古車を扱うための古物商許可証の写し、既存の資材置き場の設置にかかる資料などの必要な書類の添付がありません。代理人に対し、事務局が何度も確認を取りましたがいずれも提出がありませんでした。このように農地法施行規則第30条で定められた法定添付書類、及び埼玉県農地調整関係事務処理要領に定められた書類が多く不足していることから、審査を行うことは大変困難であると考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により不許可相当、とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号54番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明にもありますとおり、転用実施の資力を証明する資金計画の書類、土地改良区の支障無い旨の意見書、敷地面積が概ね500㎡を超える理由書などの必要な書類の添付がありません。代理人に対し事務局が何度も確認を取りましたが、いずれも提出がありませんでした。このように、農地法施行規則第30条及び同規則第31条で定められた法定記載事項及び法定添付書類が多く不足していることから、審査を行うことは大変困難であると考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により不許可相当、とすることと決しました。</p> <p>次に、申請番号55番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。</p>
議長	<p>次に、議席番号1番川鍋浩之委員より申請番号57番から60番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号1番川鍋浩之です。はじめに、申請番号57番、58番、60番</p>

について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号59番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかし事務局からの説明にもあったとおり、新設排水管の一部が隣接する農地を経由することから、その部分については別に一時転用の申請が必要になりますが、代理人に確認したところ、近日中にその部分の一時転用の申請をする、とのことでした。以上のことから埼玉県審査にあたっては「近日中に申請される予定の新設排水管の一部が経由する農地に対する一時転用申請と合わせて審査すること」と条件を付して事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員 はい、議長。

議長 岡田委員、発言を許します。

委員 議席番号10番の岡田です。事務局にお尋ねいたしますが、以前も質問したことがあるのですが、この申請にあたっての「法定添付書類」という話がありました。これについては申請の段階で代理人に対し、しっかりとした指導がなされてきたのかどうか、お伺いしたいと思います。特に申請書の受理にあたっては、事務局としても大変だと思いますが、後ほど「足りない書類は提出されるから」という約束をされていても、実際には書類が提出期限までに届いていないというのが実態です。事務局として再三指導されているとは思いますが、この申請番号54番等についてはどのようにされたのかお尋ねします。

議長 事務局、回答をお願いします。

事務局 ただ今のご質問にお答えいたします。常日頃より、許可申請の代理人に対しましては申請書、それから申請に必要な添付書類はきちんと整えてから申請するように、ということは再三指導をしているところです。

今総会の許可申請案件のうち、1名の代理人が携わる申請が複数整わなか

ったところですが、申請書をお預かりした後、速やかに申請内容を確認した上で、補正の指導を行いました。その後も何度も補正を行うよう指導はしたのですが、この代理人については提出がままならなかったという状態でございます。この代理人については今回の総会の後、改めて指導していきたいと考えております。

委員

はい、議長。

議長

岡田委員、発言を許します。

委員

議席番号10番の岡田です。申請にあたり法定添付書類、という言葉が事務局の方で使いましたが、その辺はしっかりと提出を求めて申請書を受理するというような形を取ったほうがよいのではないのでしょうか。添付書類が整わないまま申請書を受理し、その後補正の指導を行っているようですが、申請書を受付する際に、きちっとそこで受理するという方向で進めていただければよいかなと思いますがいかがでしょうか。

議長

事務局、回答をお願いします。

事務局

ただ今のご質問にお答えいたします。農地法第4条、同法第5条の申請に関しましては、事務局で継続して預かることができません。総会終了後、速やかに県へ送らなければならないので、不足する書類があったという理由などを付して、条件付きであったり、あるいは今日の案件の通り「不許可相当」という意見を付して県に進達します。農地法第3条の申請に関しましては、もし書類の不足等があれば継続審議、として来月にまた審議いただいているものでございます。

委員

はい、議長。

議長

岡田委員、発言を許します。

委員

議席番号10番の岡田です。わかりました。今、事務局の説明にもありましたとおり、農地法第5条許可申請については「40日以内に県へ申請書類を進達する」という話は聞いております。書類が整っていないまま県へ進達することは、県担当に対しても失礼にあたると思います。引き続き、代理人に対しての指導をよろしくお願いしたいと思います。

議長

事務局、回答をお願いします。

事務局	ご意見承りました。
議長	ほかに発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。 申請番号53番、54番について、事前審査委員より不許可相当、と報告がありました。次に、申請番号59番について「許可相当とし、ただし条件を付す必要がある」と報告がありました。よって、はじめに申請番号53番、54番、次に申請番号59番、その次に申請番号50番から52番、55番から58番及び60番を別々に審議することに異議ございませんか。  (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号53番、54番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号53番、54番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号59番を「許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、条件を付する」ことに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号59番を事前審査委員の報告のとおり「許可相当とし、ただし条件を付して」県知事に送付いたします。
議長	次に、申請番号50番から52番、55番から58番及び60番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。  (全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条（知事）」申請番号50番から52番、55番から58番、及び60番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号52番、56番、57番については、農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付した上で県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程3、議案第3号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号23番から25番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9頁をご覧ください。議案第3号「租税特別措置法適格者証明」について申請が3件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>はじめに、議案書9頁、申請番号23番。詳細は議案書のとおり。案内図は37頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は新規に適用を受けるための申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請人は既に農業経営を開始しており、年間従事日数は250日、今後も農業経営を行うとのことです。</p> <p>次に、議案書10頁、申請番号24番。詳細は議案書のとおり。案内図は38頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は230日です。</p> <p>次に、申請番号25番、詳細は議案書のとおり。案内図は39頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は200日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号23番について、担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第1地区推進委員田口宏です。申請番号23番について報告いたします。</p>

	<p>令和7年10月14日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員、及び私の5名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号24番について、担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第1地区推進委員の濱野國雄です。申請番号24番について報告いたします。令和7年10月14日に、石塚農業委員、齋藤農業委員および私の3名で申請地の現地調査を実施したところ、申請地はネギ、白菜、ホウレンソウ等、数多くの野菜が栽培されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから、問題なしとして意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号25番について、担当地区の中村勝利推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>第1地区推進委員中村勝利です。申請番号25番について報告いたします。令和7年10月14日に、山崎農業委員、飯島農業委員、朝倉推進委員、及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号1番川鍋浩之委員より申請番号23番から25番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>議席番号1番川鍋浩之です。申請番号23番から25番について一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明する、ことと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号23番から25番を事前審査委員の報告のとおり証明する、ことに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号「租税特別措置法適格者証明」申請番号23番から25番を、事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程4、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11頁をご覧ください。議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。9月25日に農業委員に説明し、10月9日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。よって、議案書12頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。</p>
議長	<p>次に</p> <p>日程5 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」</p> <p>日程6 報告第2号「農地法第4条（届出）」</p> <p>日程7 報告第3号「農地法第5条（届出）」</p>

日程8 報告第4号「農地法第18条（通知）」  
 日程9 報告第5号「違反転用事案報告について」  
 つきましては、議案書の15頁から22頁にお示しのとおりです。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2025年第10回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時25分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長 \_\_\_\_\_

農業委員 14番 \_\_\_\_\_

農業委員 15番 \_\_\_\_\_

農業委員 16番 \_\_\_\_\_